

# 文選の訓読における注釈書の利用について

松 本 光 隆

## 目 次

はじめに

一、文選訓読における諸注の利用

二、文選訓読における文選集注の利用

三、文選読の成立

おわりに

## はじめに

漢籍の訓読は、その漢籍の正文に対して作成せられた主として唐土の注に依って行われるのが大略である。漢籍もその内容により、經書と史書等とは行われる注釈活動も異っていたようである。本稿は、新出の書陵部蔵文選卷第二院政期点を主として、文選の訓読について論じようとしたものである。

文選訓読の歴史は古く、令の記載にも

○九進士。試時務策ムク、ムクシヤツ。謂時務者、治國之要務也。假既庶又富、其術如何之類也。二條。文選上秩七帖謂帖者安也、言於三字上安物、讀讀令過也。爾雅三帖。其策文詞順序。義理カサヒレラム當。并帖過者為通。（令義解・考課令）

とある如く、既に令の規定によつて官吏登用の試験に文選が出題されている。奈良時代令制の大学寮において、実際に文選は学ばれたようであり、平安時代となつて、紀伝道の確立と共に、文選は大学寮での講説の対象として定められ、学ばれる

文選の訓読における注釈書の利用について

事となる。平安初期の訓説を伝えるものであると言われる師説も文選についてのもが数多く認められるなど、盛んに訓読されてきたものであろうと推定される。

文選の注釈書としては、日本国見在書目録に

○文選卅昭明太子撰 文選六十卷李善撰 めくめく鈔六十九公孫羅撰 めくめく卅 めくめく音義十李善撰 めくめく音決十公孫羅撰 めくめく音義十歌道淹撰 めくめく十

三世撰 めく抄韻一 小文選九

とあり、諸注の名称が掲げられている。その他、古く用いられたと考えられる諸注に、五臣注文選と集注本文選とがある。

前者は、天理図書館に院政初期点と考えられる巻第二十が伝えられ、後者は平安中期写と考えられる写本が伝えられていることから、古く用いられたものであろうと考えられる。さらに、九条本文選に引用された注文・案語等にも認められ、猿投神社蔵正安本文選の師説

○師説集、注、无「罪字有異」本

などから、集注については平安初期より用いられていた注釈書であろうと考えられる。先に掲げた日本国見在書目録に記載された諸注と共に実際の訓読の場で、どれほどの注釈書が用いられたか問題となるところであろう。

九条本文選に引用された諸注は、

○善曰毛詩序「曰詩有六義」焉二曰賦(巻第一・西都賦序・上欄)

○濟曰高祖入「秦五星聚」於東井也(巻第一・西都賦・上欄)

の如く李善注・五臣注をはじめ

○鈔云寡人者「諸侯謙稱」猶言寡薄」之人也(巻第七・風賦・上欄)

○陸曰番休爲「番次而歸休」也(巻第十九・求通親表・上欄)

など、文選鈔・陸善経の注を掲げている。これらの諸注と文選音決とを含めて、いずれも集注に登載されたものであり、さ

らに、

○集今案越「下有欲得」二字又占作「長」(卷第十九・薦禰衡表・上欄)

○集案鈔決「陳聞作冒」陳也異本「作冒聞劣」異本作陳「聞爲正本」(卷・十九・求通親表・上欄)

の如く、集注の案語を引用している事などを考慮すると、文選の訓読において果した集注の役割には少なからざるものが存すると考えられる。

九条本文選には、正文の校異を、李善本・五臣本と対校した結果として示した部分が存し、正文については、集注の案語等の他、李善本・五臣本が単独に用いられて対校されたものであるうと想像するに難くない。しかし、訓読の場において、どれほど集注以外の注釈書が単独に利用されたものであるか、明らかに為し難い点が多くある。

書陵部蔵文選卷第二院政期点は、朱墨の訓点の他に、角筆の訓点が付されたもので、近年山崎誠氏により公表せられた。<sup>(3)</sup> 書陵部蔵文選卷第二は、東京賦・南都賦・三都賦序・蜀都賦が遺存している。集注本文選の伝存されているものうち、巻第八が三都賦序・蜀都賦を登載したものであり、この部分について両者を対照することができる。以下、この書陵部蔵文選巻第二と集注本文選巻第八とが重なる三都賦序・蜀都賦を中心として、文選の訓読と諸注の利用について論ずることとする。

### 一、文選訓読における諸注の利用

文選正文の実際に行われた訓読と、その訓読の背景となる注釈書の利用を、書陵部蔵文選巻第二を中心として考察を加えることとする。

○藏フサメたるとセ 鉅ニ 上ツラ 九平 兩反。鉅去 一万 上欄、セ平 ツ平 ラ平 / セ平 ツ平 ナ平 (461)

とある「鉅」の注を、文選集注によって検索すると、

文選の訓読における注釈書の利用について

○劉達曰鏹錢貫也食貨志曰藏鏹千方

○音決鏹居兩反

の二条が該当する。劉達注は李善注・五臣注等に先行して蜀都賦に付されたもので、「鏹」に対する訓「セニツラ」、又、上欄の「セツラ・セツナ」は、この注に依ったものであると考えられる。左傍「錢貫也」の書入注も劉達注を出典としたものであるうと考えられる。他に、文選音決に反切注が存するものの、李善注をはじめ、文選鈔、五臣注、陸善経注には「鏹」字の注は記されていない。

次に、

○カムカフレはをカムカフレはを之菓<sup>カ</sup>木<sup>レ</sup>、則<sup>ニ</sup>生<sup>タル</sup>こと、非<sup>カ</sup>其<sup>ノ</sup>壞<sup>ル</sup>上<sup>ニ</sup>。校<sup>カムカフレは</sup>之神<sup>ノ</sup>物<sup>ト</sup>、則<sup>ニ</sup>出<sup>タル</sup>こと、非<sup>カ</sup>其<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>。(330)

と訓読された「校」字について文選集注を検索すると、

○李善曰王逸楚辭注曰考校也

○音決校古孝反

が存する。李善注は王逸の楚辭注を引用して注としたもので、書陵部藏文選卷第二の訓はこの李善注に依って案ぜられたものであろうと考えられる。

○火井、沉<sup>メ</sup>熒<sup>ヒカリ</sup>於<sup>ニ</sup>幽泉<sup>ニ</sup>、(372)

と訓読された「熒」字訓も、文選集注には、

○李善曰廣雅曰熒光也

○音決熒音迥

とある李善注出自の訓であろうと理解される。右の句を含む一節について文選集注には、劉達注、文選鈔、五臣注が見えていますが、当該字の注は右掲二条のみである。又、当該字左傍書入注「光也」も、李善注を出典とするものであろうと考えら

れる。

李善注の一つの特徴は、徹底した典拠主義に基づくものであると言えよう。右掲の如く王逸楚辞注や広雅等を引用して、それに基づき注釈を加えるという方式に従っている。しかし、時には、

○若斯之類、匪晉、干茲。キカクノ、ククヒ、オイケラミニレレ (328)

とある正文に対して、

○李善曰茲此也此假借珍性也斯珍性之流弗雷如此言尚多也尚書曰不啻自其口出

の如く、尚書の引用までは、李善が自から注するという例も存してはいるが、このような施注は比較的少ない。先に掲げたような王逸楚辞注や広雅の如き場合は、李善注が引用した注文そのものを、直接に案じて訓読に利用するという直接関係で利用されたと考えてよからうが、李善注の中には、正文の当該語句を注するに、他の詩文中に使用されたその当該語句を含む一句を引用して注とする場合があり、この場合の李善注の案じられ方が問題となる。例えば、

○見縁竹猗テハノ、タモモ、則、知衛地淇澳ルノ、イクの於六反之ニ。トサカナルヲ又ウルワシキ、ルノ、ニ (322)

に対して文選集注には、

○李善曰毛詩衛風曰瞻彼淇奥縁竹猗々

○鈔曰詩傳曰澳深隈也縁王薊竹蕭蓄也猗々美盛也

○音決猗於宜反澳於六反

の如き注が登載されている。書陵部蔵文選の「猗々」の訓読は大別二様が存在する。文選鈔の引用する毛萇伝の「猗々美盛也」の注は、書陵部蔵文選の左傍訓の文選読の訓と対応しそうであるが、後に論述する如く、文選読を形成する形態の注ではない。例えば、

○猗猗美盛貌 (重栞宋本毛詩注疏)

とした毛萇伝の形態の注ならば、文選読が成立する。文選集注に掲げられた文選鈔の右の例が、文選鈔本来の毛萇伝の誤引なのか、又は、文選集注の伝写過程における誤字なのかに依りかなり事情は異なるが、現存の文選集注における文選鈔の形態の注が本邦に伝えられた文選鈔としての唯一のものであるとするならば、書陵部蔵文選の「猗々」に対する文選読は、毛詩及び毛萇伝の原典を参照しなければ成立しないと考えられる。李善注が引用した毛詩衛風の引用箇所は、

○瞻（まは）彼淇澳（を）、緑竹猗猗（を）、興也猗猗（を）美貌也武公、質美（去聲）、德盛（オカリ）。有（二）康叔之（一）余烈也（金沢文庫本群書治要卷第三・毛詩・衛風）へ\*猗、綺（見消テ）右傍書入

とあり、金沢文庫本群書治要では、書陵部蔵文選卷第二のヲコト点の訓読に照応する訓読を行っている。或いは、書陵部蔵文選の「猗々」の訓読におけるヲコト点に依る訓読の背景には、李善注を通して毛詩原典の訓読が反映したものかも知れない。又、

○若夫、王孫之屬（トモカシケキ）、鄰（入聲）公之倫（トモカシ）、從（オヒテ）禽（を）于外（トモカシ）。（473）  
とある「從」の注は、文選集注では、  
逐也

○李善曰周易即鹿無虞以從禽也

が対応するのみである。書陵部蔵文選の左傍に書入れられた注の出典も、文選集注を検索する限りにおいては不明である。

右の李善注引用の周易は、屯・六三象伝であり、これに対する王弼注はないが孔穎達の周易正義には、

○正義曰即鹿无虞以從禽者言即鹿當有虞官即有鹿也若无虞官以從逐于禽亦不可得也（重粟宋本周易注疏）

とある。令において周易に用いるべき注として規定されている今一つの注である鄭玄注は佚して伝わらないなどの不足が存するで、周易正義に特定はできないまでも、右掲の書陵部蔵文選の「從」字の訓と左傍書入注とは、李善注を通して周易の原典に至って行われた注釈活動に基づいたものであると見ることができよう。

以上の如く、李善注の訓読への利用は、訓読と李善注との関係が、直接的で単純に対応する場合がある一方、李善注の形

態が、正文の語句の用例を含んだ他の詩文の一部を引用するという形式の場合、李善注に示された引用句の原典にまで遡って文選正文の注釈活動が行われていたものと想像される。

右に掲げて論じた注の他に、

○即之、雲ツクハ昏クハシ。(37)

とある「即」「昏」に対して

○鈔曰即就言遠望水流若天之廻転即而就之如雲之昏闇也

とした文選鈔が存する。「即」字については五臣注

○呂向曰遠望眩転若天地之廻就見水氣如雲霧也

が存するので一先措くとして、「昏」の訓は文選鈔より出たものであろうか。

又、

○栖スミカ翔リテ聿ツクニ兼ス鄧ノ林ヲ。(38) 〈\*付合点〉

とある正文「聿」の訓に対しては、

○劉良曰聿猶是也

とした五臣注が対応する。当該の一節に対して劉逵注・李善注・文選音決・五臣李周翰注が存するが、「聿」に対する注はなく、正文の訓読は五臣劉良注に依って行われたものと理解される。

○重オモシ門カド、洞トホリ開トケ。(43)

の例も同様に、「洞」の訓は、

○張銑曰遯開洞通也

とある五臣注に依ったものであると考えられる。文選集注には、劉逵注・李善注・文選鈔・文選音決が登載されているが、

当該字の注は見当らない。

以上の文選鈔・五臣注の他、

○扼トリスレリタ、ムキ、扼カツ、扼タナコ、ロセ。(464)

の如き例における抵字の注は、文選集注の従えば、

○劉達曰戦国策曰蘇秦説趙王華屋之下抵掌而言

○音決抵之氏反

○陸善経曰抵擊也即令之撫掌也

とある。劉達注を案しても当該字の訓は案出されそうであるが、或は、陸善経注に依ったものであろうか。

上反ハウチテ 丑反反フ マウを舐 於逆反  
 ○鼎キアラハ 龜。平聲一抵。平聲一草。(465) 〈\*付合点〉

の「鼎」字の注は、文選集注には、

○李善曰博物志曰江漢有龜人能化爲虎鼎当爲柏廣（たひ）邪曰柏搏鼎胡了反柏莫白反

○鈔曰鼎當作柏説文曰柏撫也漢書音義曰鼎者徒搏之類也

○音決鼎李亡白反或胡了反非

○李周翰曰柏打也

○陸善経曰鼎顯也明也言明顯其在萋草之中也

の如き諸注が存する。五臣本は正本「鼎」字を「柏」に作っていたらしいが、右傍訓は、李善注・文選鈔・五臣注のいずれに依つても成立する。左傍訓は、陸善経注に従ったもので並記されたものと考えられる。

以上に論じた如く、文選集注に認められる劉達注などの先行の注と李善注・文選鈔・五臣注・陸善経注とさらに音注主体の文選音決といずれもが文選訓詁に利用されたものと考えられる。







### 三、文選読の成立

文選読は、一般には漢籍の訓読において、より頻に伝えられる訓読法で、仏書についても四六駢麗体の文章等を中心にはしばしば見出すことのできる訓読法である。漢文訓読の全体から言えば、さほど特殊な訓読法であるとは言い難いようである。

○洞<sup>ト</sup>達<sup>ト</sup> トトホリヒラケテ (九条本文選卷第一・西都賦)

○海<sup>ノ</sup>若<sup>ノ</sup> ノワタツミ (同右)

の如き訓読法であり、前者のように「ト」を介して字音と和訓の用言を結んだ形式のものと、後者のように「ノ」を介して字音と和訓の体言を結んだ形式のものが存する。

文選読の名称は、後世、文選において右の如き形式の訓読法が比較的多く遺存し伝えられたため、或いは、文選の訓読を特徴づけるものと理解される事があった故に生じたものであろうと考えられる。古くは、かたちよみとも称されたもので、右の如き訓読法の発生と、必ずしも文選という一資料とが直接に関係するとは断定できないし、又、仏書の平安初期訓点資料に既に文選読を認められるのに対し、漢籍には平安初期に加點された資料が存在しない事など、文選読の発生と特定の資料とを直接に関係づけることは困難であると言わざるを得ない。

本稿では、文選における文選読を手掛りとして、文選読と言われる形式の訓読法が、正文に対するいかなる解釈を背景に発生、成立したものであるのかその機構を論じようとしたものである。

書陵部蔵文選卷第二には、例えば次の如き文選読が存在する。

○符<sup>ヒウ</sup>彩<sup>ソウ</sup>、彪<sup>ヒウ</sup>。金<sup>ヒウ</sup>。反<sup>ヒウ</sup>。炳<sup>ヒウ</sup>。上<sup>ヒウ</sup>。輝<sup>ヒウ</sup>。金<sup>ヒウ</sup>。麗<sup>ヒウ</sup>、灼<sup>ヒウ</sup>。 ヒウ彼尤反 とテリて キニ シヤク之薬反 \*リヤク 舒薬反とテレリ

この二例の文選読部分に対応する注は、集注によると

(374) 〈\*付庵点〉

○劉達曰灼燦艷色也

○李善曰羽獵賦曰隨珠和氏焯灼其跛

○音決彪彼尤反鏘舒灼反

○劉良曰彪炳灼鏘光彩白也

の如き注が存する。又、次の如き例も存している。

○垢古虫反野、草一昧とクラウシテ 林一麓於札反、黝シクと式六反一羆モクサカリナリ。

右の二例の文選読部分に対する注としては、集注に次の如き注文が存している。

○李善曰余雅曰郊外謂之野又曰林外謂之坳草昧闇瞑白也穀梁傳曰林屬於山曰麓黝羆茂盛白也魯靈光殿賦曰朱桂黝羆於南北

○鈔曰昧暗也説文黝羆微青黑也今言林木密也

○音決黝於札反羆音叔

○張銑曰言野外之草昧然布於地也

以上の二例をはじめとして、文選読が行われている部分に対応する注を検すると、先掲例においては、「彪炳」・「灼鏘」に対する五臣注「彪炳灼燦光彩白也」とした注、次掲例では、「草昧」・「黝羆」に対する李善注「草昧闇瞑白也」・「黝羆茂盛白也」とした注の存することが認められる。つまり、文選読の二形態のうち、「ト」を介して字音読と和語の用言とを連ねる形のもの、正文に対する注釈が、右に示した如き形態の注を用いた時、即ち「——白也」とした如き注を用いた時に行われた訓読法であると理解される。

ただし、例えば

○百藥、。灌とシテ（ト付合点）

とある例の右傍訓は字音読としているが、付合点の左傍訓は文選読である。九条本にも

文選の訓読における注釈書の利用について

○百葉、六貫 トアツマテ 灌去叢一 (卷第二)

の如く文選読が確認されるが、現存の文選集注には、

○李善曰廣雅曰灌叢也

○音決横音貫或爲灌同

とあるのみで、先に述べた如く文選読に対応する「——貞也」の如き注が見当たらない。こうした問題を含むが、書陵部蔵文選巻第二に認められる文選読は、その大略が先に述べた如く「——貞也」の如き注に依って読訓されたという図式に充て嵌るものと認められる。

今一度右の図式を裏付けるために、以下に論ずる事とする。図書寮本名義抄には、文選出典の文選読が、比較的多く登載されている。例えば、

○陂(池)レトカタクツ選 (七四)

とある如くで、この「陂池」は、文選中に六例が存する。

①陂池 陂ヒ池チ、  
澤ヒ澤チ曰ヒ停チ水ヒ曰チ池、  
交マシ一ハ属リツラナレリ (九条本巻第一)

陂池、交一属 (正安本171)

陂池、交一属 (金沢文庫本巻第一・14ウ)

○善曰孔安國尚書傳曰濱涯也又曰澤漳曰陂停水曰池

②陂一池 トカタクツレニシテ、  
レ旁ヒ稱チ也 連 乎蜀漢。 (九条本巻第一)

陂一池、平連 乎蜀漢。 (正安本181)

トカタクツレニシテ、  
レ旁稱也

乎蜀漢

(正安本181)

陂池、連乎蜀漢カタクツソニシテ（金沢文庫本卷第一・15ウ）

○良曰陂池旁類白

③。衍去溢入陂池に。言溢而出也（九条本卷第四）

衍溢入陂池に（金沢文庫本卷第八・3ウ）

○善曰陂池江旁小水

○銑曰陂池江湖邊小水也

④陂池、。獬豸其奈トカタクツレシテ旁類旁類相連貞漸平貞漸平貞（九条本卷第四）

陂。平。池。獬豸トカタクツレシテ（金沢文庫本卷第八・5オ）

○善曰獬豸漸平貞

○向日陂池獬豸傍類相連貞（中略）郭璞曰陂池旁類貌也

⑤實陂池而勿禁ミテ、（九条本文選卷第四）

實陂。平。池。而。勿。禁。平。、（金沢文庫本卷第八・14ウ）

○翰曰陂池養豎也（中略）司馬彪曰養豎滿陂池而不禁民取也

⑥崩。平。壞。陂池。平。、（九条本文選卷第十七）

文選の訓詁における注釈書の利用について

クッレル  
崩壊一池ツ（金沢文庫本巻第三十四・13ウ）

○翰曰陂池皆爲之崩壊

以上の六例が認められる。このうち、文選読が認められるものは、②と④との二例で、①が問題となる。①の例は、九条本では文選読されていない箇所であり、正安本・金沢文庫本共に「ト」の表記はない。或いは本来、文選読にはされなかった部分であるとも考えられる。②・④の二箇所は、九条本・金沢文庫本両本文選読されている。右に掲げた全例に対応して文選集注が現存していないので、李善注・五臣注に関してのみ当該部分の注を参照することができる。李善注・五臣注が中心で他の諸注を検索できぬという不足は存するが、先にも述べた如く、②の文選読は、五臣注「陂池旁類貞」に対応して、④の文選読は、五臣注「陂池彝豸旁類相連貞」に対応して成立したものであろうと考えられる。但、②の九条本文選における左傍書入注「一一旁類也」が問題となる。五臣注出自の書入注と考えられるが、注の形が「一一也」とある。この書入注が、はたして訓読に用いられた五臣注を本来の形として厳密に伝えているか否か疑問が残るところであろう。

右の如く、「陂池」六例のうち、「一一貞」の注を有する②・④の二例は文選読とされ、他の四例に関しては、それぞれ文選読とはされなかったと考えられる。問題となった①の如きは、或は、本来厳密な注釈活動と結びついて成立していた文選読が、その注釈活動そのものとは別に、正文の文字列に文選読が固定的に結合して、本来は行われていなかった箇所にも文選読が行われるようになるという一つの状況を示したものであるとも考えられよう。

以上、二つの視点より文選読の成立について考察を加えて来たが、「ト」を介して字音読と和語の用言とを連ねる形式の文選読は、正文に対する「一一貞」とした如き注に基づき成立した訓読法であると考えられる。

おわりに

以上、書陵部蔵文選巻第二院政期点を中心に、文選の訓読における諸注の利用形態について論じ、又、文選訓読において

文選集注が重用されたらしい事を推定したが、文選訓読において文選集注に典拠を求められない訓読が存しており、これに対する説明は今後の問題として残った。

文選読については、その成立に当り背景に特定の注の形態が存することを述べたが、謂所、用言の文選読に関してであり、体言の文選読には言及していない。又、文選読そのものの歴史的な変容が存するものと考えられるが、これに関しても論ずる必要があろうと思われる。

注

- (1) 桃裕行『上代学制の研究』(昭和二十二年五月 一三四頁)
- (2) 小林芳規『平安倉鎌倉漢籍訓読の国語史的研究』(昭和四十二年三月)  
時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究
- (3) 山崎誠「文選卷二「宮内庁書機部蔵」紙背影印・翻刻並に解説」(昭和五十九年五月 『鎌倉時代語研究第七輯』)